

代行 「最低料金」条例制定を 全運協 国交省・警察庁に後押し要望

全国運転代行協会（板橋勇二会長＝東武代行代表・宇都宮市）は22日、自動車運転代行サービスの「最低利用料金の設定」に関する都道府県条例の制定に向け、国からの後押しを求め、要望書を国土交通省と警察庁に提出した。9月に全国

の知事宛てに条例制定を要望したが、進展が見られないよう、健全な事業

が、他県の多くは「苦情や問題は特に見られない」と、目立った動きはないという。国交省は2018年12月に都道府県に対し、最低利用料金を条例で設定できる旨を通知している。

全運協側はこのほか、車両表示義務違反や随伴車への客乗せなど違法行為が後を絶たないとして、街頭指導や立ち入り検査など取り

縮まりを強化する▽随伴車の規定に最低保有台数3台以上を設け、事業所に法人格の取得を求めるなど、参入要件を厳格化する▽総務省の「日本標準産業分類」で運転代行業が「その他の生活関連サービス業」として定められていることについて、「運輸業」に変更する――を要望した。

JAPAN SPECIALIZED NEWSPAPERS ASSOCIATION

あらゆる産業分野から厳選された
専門新聞・通信社が加盟

読者総数 **1,200** 万人

交通政策課長宛てに提出した。全運協本部の板橋勇二会長が同行した。「適正な事業者の廃業、事業縮小を抑えるためにも重要」と訴えた。